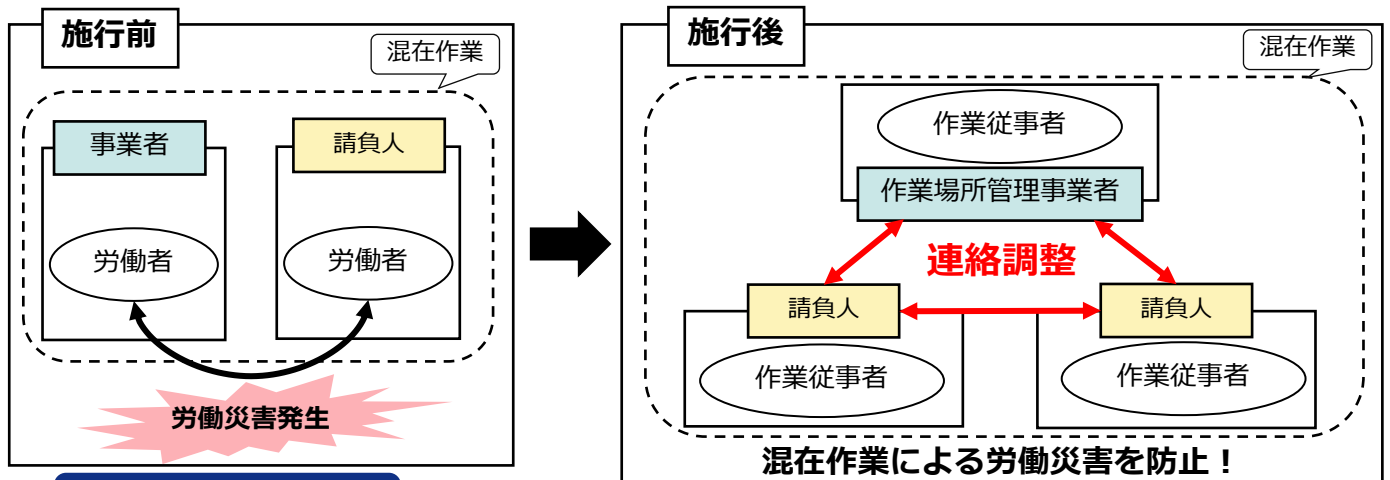


# 令和9年4月から 混在作業での連絡調整が義務化されます

～建設業、造船業、製造業から全業種に拡大～

作業場所管理事業者（仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するもの）に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。（労働安全衛生法第30条の4）



## 混在する場所の例

- ・ 荷役、搬入出、検品等の作業が同時に又は前後して行われる荷捌き場又はバス
- ・ ビル（商業施設を含む。）において、営業活動と、バックヤードにおける荷役、搬入、設備点検、改修等の作業とが同時に又は前後して行われる区域
- ・ 卸売市場において、荷受け、運搬、陳列、清掃等の作業が同時又は前後して行われる取扱区域

## 対象となる危険・有害な業務（労働安全衛生規則第643条の10）

- ・ 作業主任者や作業指揮者の選任が必要な業務  
⇒ 構内運搬車を用いた作業、高さ2m以上のはいに係る作業など
- ・ 就業が制限される業務、特別教育が必要な業務  
⇒ フォークリフトの運転業務など
- ・ 貨物自動車を用いた荷の搬入・搬出の業務、法定検査、補修の業務

## ～連絡調整の例～

（定常作業）

混在作業場所における作業ルールをあらかじめ定め、それを周知しておく

（非定常作業）

混在することにより危険となる場所に誘導員を配置する

